

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 宮城県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、宮城県及び利府町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年以内に宮城県外に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) デジタル田園都市国家構想交付金又は新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金(移住・起業・就業型))を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に転出した場合：半額
- 3 移住支援金の申請日から5年以内に利府町以外の市町村に転出する場合には、利府町に住所変更届(様式第8号)を提出します。この住所変更届は、申請日から5年以内に他の市町村に移動する都度、利府町に提出します。
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される利府町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはありませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

- 5 住民票の除票により、過去に東京圏から東京圏外への転出が確認された場合は、東京圏外の転居先の市町村に、申請者が過去に移住支援金を受給していないかを利府町が確認することを了承します。